



## 労働基準法第36条の規定に基づく **その2** 時間外及び公休日労働に関する協定」についての申し入れ (第2回目)

3. 毎年改善に向けて議論しているが、年度末に工事に関する業務が集中している。工事の平準化ができない原因と背後要員を明らかにすること。また、要員を増強するなど抜本的な対策を行うこと。

議論・主張・確認した事

- ①今年度の予算は施設が約400億円、電気が約140億円を予定している。昨年は震災の影響もあり工事量は比較にならない
- ②修繕費の平準化はできている。しゅん功・決算が、年度末に集中することが課題である
- ③小規模外注工事・小額外注工事の対象金見直し、支社長財源工事の2ヶ年通達、設備投資計画推進会議開催の3つの対策と、1月以降の予算通達の削減については深度化を図っていく。今後もこれらの対策を継続していく
- ④予算が増えれば、超勤は増える傾向になっており、引き続き注視していく
- ⑤東京配電技術センター、東京信号技術センター、東京土木技術センターなどの超勤管理のあり方について調査していく

4. フレックスタイム制の労働時間管理について、月45時間超の事前協議ができるよう対策を行うこと。

主張・確認した事

- ①今後も労働時間管理・業務管理・健康管理について指導していく
- ②今回フレックス制度下において、月84時間超えなどの超勤が発生しており、本来ならば事前協議が必要な事態である。今後、事前協議を含め事前の情報提供を求めていく

5. 労働基準法の趣旨を踏まえ、事業所単位の締結とすること。また、36協定を違反した場合はいずれか一方の通告により失効できる条項を追加すること。

議論・主張・確認した事

組合—36協定は、法令に則り事業所単位の締結で行うべきだ。職場で議論することによって、具体的に問題解決ができ、労使が緊張感を持つことができる

会社—「労使間の取扱いに関する協約」に則った交渉単位の締結を考えており、まとめて事業者名を提出しても労基署は「問題ない」と言っている

### 前回、交渉で求めた東京新幹線車両センターでの休日出勤の原因の調査結果について！

確認事項

主要な原因は、全ての担務に入ることができない限定された運用にある

### 36協定の交渉は終了しました！ 今後は締結に向けて、誠意を持って会社と議論を進めていきます！